

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年10月6日（令和4年（行情）諮問第567号）

答申日：令和5年2月22日（令和4年度（行情）答申第544号）

事件名：イラク日報発見報告資料等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる12文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月29日付け防官文第8125号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について取り消し、開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件対象文書は、防衛省の内部調査により不適切であったと結論づけられた事案に関するものであり、防衛省にはこの事案について経緯をすべて明らかにする説明責任がある。よって支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「平成30年3月12～31日の期間に統幕参事官付の職員が作成した「イラク日報」に関する大臣報告資料及びその案文すべて」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる12文書（文書1の3枚目を含む。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、平成30年7月27日防官文第12202号により、別紙に掲げる文書1の3枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和2年5月29日付け防官文第8125号により、本件対象文書について、法5条5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月を要しているが、そ

の間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条5号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、原処分を取り消し、開示することを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和5年1月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、特定の行政文書開示請求等に対し、防衛省統合幕僚監部内で検討した内容及び陸上自衛隊内で隊員等から聴取した内容が具体的に記載されており、当該記載内容は、防衛省内の当局内部における意思形成過程の途中段階に位置付けられる検討又は協議等に関する情報であるものと認められる。

そうすると、これらを公にすれば、今後同種の行政文書開示請求等に対し検討や協議を行う際に、職員が自己の意見を述べることに消極的になるなどして防衛省内における自由かつな議論に支障を来したり、第三者による不当な干渉を受けるなどして、率直な意見交換又は意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できない。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

## 別紙

(本件対象文書)

- 文書1 報告資料(想定)(3枚目を除く。)
- 文書2 イラク日報派遣報告資料案(30.3.13)
- 文書3 イラク日報派遣報告資料案(30.3.14)
- 文書4 イラク日報派遣報告資料案(30.3.19)
- 文書5 イラク日報派遣報告資料案(30.3.23)
- 文書6 イラク日報派遣報告資料案(30.3.29)
- 文書7 イラク日報派遣報告資料案(30.3.30-1)
- 文書8 イラク日報派遣報告資料案(30.3.30-2)
- 文書9 イラク日報派遣報告資料案(30.3.30-3)
- 文書10 イラク日報派遣報告資料案(30.3.30-4)
- 文書11 イラク日報派遣報告資料案(セット版)
- 文書12 イラク日報対応クロノロジー

別表

(原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由)

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における審議，検討又は協議に係る情報であり，これを公にすることにより，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ，または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから，法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
文書 3	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 4	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 5	2 枚目の一部	
文書 6	2 枚目の一部	
文書 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 9	2 枚目の一部	
文書 1 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1	2 枚目の一部	
文書 1 2	1 枚目の一部	